

改 正 案	現 行
<p><u>尿尿浄化槽の構造方法を定める件</u></p> <p>昭和五十五年七月十四日 建設省告示第千二百九十二号</p> <p><u>建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第三十一条第二項の規定に基づき</u> <u>尿尿浄化槽の構造方法を次のように定める。</u></p> <p>第一 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」といふ。)の除去率が六十五パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD(以下「放流水のBOD」といふ。)が一リットルにつき九十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、<u>第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)とを合併して処理する方法による場合に限る。</u></p>	<p><u>尿尿浄化槽の構造</u></p> <p>昭和五十五年七月十四日 建設省告示第千二百九十二号</p> <p><u>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百二十八号)第三十二条の規定に基づき、尿尿浄化槽の構造を次のように指定する。</u></p> <p>第一 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」といふ。)の除去率が六十五パーセント以上及び尿尿浄化槽からの放流水のBOD(以下「放流水のBOD」といふ。)が一リットルにつき九十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、<u>第一号から第六号までの一に該当し、かつ、第七号に定める構造としたものとする。</u></p> <p>一 <u>分離接触はつ気方式(単独処理)</u> <u>()から()までに定める構造の沈殿分離室、接触はつ気室、沈殿室及び消臭室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。</u></p> <p>二 <u>沈殿分離室</u> <u>有効容量は、〇・七五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・〇九立方メートル以上</u></p>

イ 沈殿分離室

第一号のイに定める構造とする。]

ロ ばつ気室

(イ) 有効容量は、〇・四五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・〇六立方メートル以上をこれに加算する。]

(ロ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき〇・三三リットルに保持するものに十分な酸素を供給することができる構造とする。]

ハ 沈殿室

(イ) 有効容量は、消毒室の有効容量との合計を〇・一五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・〇二立方メートル以上をこれに加算する。]

(ロ) 流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができる。かつ、浮上物の流出を防止することができる構造とする。]

ニ 消毒室

第一号のニに定める構造とする。]

三 散水濾床方式

イからロまでに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するもの。]

イ 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び混化作用を行う機能を有するものとし

（イ）又は（ロ）によること。

（イ）多室型

- (1) 二室以上四室以下の室に区分し、直列に接続すること。
- (2) 有効容量は、一・五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・一立方メートル以上をこれに加算すること。
- (3) 第一室の有効容量は、二室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね三分の一、三室型又は四室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね二分の一とする。
- (4) 最終の室に^ホ備過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とする。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の十分の一を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。
- (5) 各室の有効水深は、一メートル以上三メートル以下とする。
- (6) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一の深れとする。
- (7) 各室においては、流出管又はバツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一の深れとし、浮上物の流出し難い構造とする。

（ロ）変形多室型

- (1) 沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とする。
- (2) 有効容量は、（イ）の（ロ）に定める数値とする。
- (3) 消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね四分の三とする。

- じ。
- (4) 沈殿室から浮上物の流出を防止するじができる構造とするじ。
- (5) 沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね二分の一の深さをとするじ。
- (6) 沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し五十度以上、スロットの幅を三センチメートル以上十センチメートル以下、オーバーリップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とするじ。
- じ。

□ 散水濾床

- (1) 濾材の部分の有効容量は、〇・七五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・〇五立方メートル以上をこれに加算するじ。
- (2) 濾材の部分の深さは、〇・九メートル以上二メートル以下とするじ。
- (3) 濾材には、径が五センチメートル以上七・五センチメートル以下の硬質の碎石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いるじ。
- (4) 散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を十センチメートル以上とするじ。
- (5) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、十センチメートル以上とするじ。
- (6) 送気及び排気のための通気設備を設けるじ。
- (7) 濾床の表面に対して均等に散水するじができる構造とするじ。

□ 消毒室

一 分離接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

（一）～（四）略

（四）消毒槽

消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことのできる構造とする。

二 嫌気濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

（一）～（四）略

三 脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が五十人以下であるもの。

（一）～（四）略

四 略

第二 BODの除去率が七十パーセント以上及び放流水のBODが一リットルに

第一号の（四）に定める構造とする。

四 分離接触ばつ気方式（合併処理）

（一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で（屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。））とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が五十人以下であるものに限る。

（一）～（四）略

（四）消毒槽

第一号の（四）に定める構造とする。

五 嫌気濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で（屎尿と雑排水）とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が五十人以下であるものに限る。

（一）～（四）略

六 脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で（屎尿と雑排水）とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が五十人以下であるものに限る。

（一）～（四）略

七 略

第二 BODの除去率が七十パーセント以上及び放流水のBODが一リットルに

き六十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一～四 略

第三 BODの除去率が八十五パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき三十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一～五 略

第四 BODの除去率が五十五パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき百二十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で尿尿を単独に処理するものとし、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。

一 腐敗室

腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、

次の(一)又は(二)によること。

(一) 多室型

(イ) 二室以上四室以下の室に区分し、直列に接続すること。

(ロ) 有効容量は、一・五立方メートル以上とし、処理対象人員が五人を超える場合においては、五人を超える部分一人当たり〇・一立方メートル以上

き六十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの(一)に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一～四 略

第三 BODの除去率が八十五パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき三十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの(一)に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一～五 略

第四 BODの除去率が五十五パーセント以上及び放流水のBODが一リットルにつき百二十ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一第三号のうち同号の(二)の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。

三センチメートル以上十センチメートル以下、オーバーラップを水平距離

でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。

二 消毒室

第一第一号の四に定める構造とすること。

第五 略

一 第四第一号に定める構造で、かつ、第一第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

一了七 略

第六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一了五 略

第七 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号

第五 略

一 第一第三号の二に定める構造で、かつ、第一第七号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壤に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

一了七 略

第六 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一了五 略

第七 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第七号

に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・濾過方式

(一) から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める尿尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

(イ) 略

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に濾過装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本号において「移流計画汚水量」といふ。）の六分の二に相当する容量以上とすること。

(ハ) (イ) 略

(二) 略

(二) 濾過原水槽

(イ) 略

(ロ) 汚水を濾過装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(四) 濾過装置

(イ) 濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) (イ) 略

(二) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された

に定める構造としたものとする。ただし、尿尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触ばつ気・砂濾過方式

(一) から(六)までに定める構造の接触ばつ気槽、沈殿槽、砂濾過原水槽、砂濾過装置、砂濾過処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める尿尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触ばつ気槽

(イ) 略

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に砂濾過装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本号において「移流計画汚水量」といふ。）の六分の二に相当する容量以上とすること。

(ハ) (イ) 略

(二) 略

(二) 砂濾過原水槽

(イ) 略

(ロ) 汚水を砂濾過装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とすること。

(四) 砂濾過装置

(イ) 砂濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とすること。

(ロ) (イ) 略

(二) 濾過された汚水を集水することができる機能を有し、かつ、集水された

汚水を濾過処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 濾過処理水槽

有効容量は、濾過装置の一回当たりの逆洗水量の1・五倍に相当する容量以上とすること。

(六) 略

二 略

第八 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を1リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触はつ気・活性炭吸着方式

(一)から(四)までに定める構造の接触はつ気槽、沈殿槽、濾過原水槽、濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める屎尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触はつ気槽

(イ) 略

汚水を砂濾過処理水槽へ移送することができる構造とするほか、汚水の集水により濾材が流出し難く、かつ、閉塞を生じ難い構造とすること。

(五) 砂濾過処理水槽

有効容量は、砂濾過装置の一回当たりの逆洗水量の1・五倍に相当する容量以上とすること。

(六) 略

二 略

第八 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の化学的酸素要求量を1リットルにつき十ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 接触はつ気・活性炭吸着方式

(一)から(四)までに定める構造の接触はつ気槽、沈殿槽、砂濾過原水槽、砂濾過装置、活性炭吸着原水槽、活性炭吸着装置、活性炭吸着処理水槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、第六の各号に定める屎尿浄化槽の構造から消毒槽を除いたものの後に設けた構造としたもの。ただし、流量調整槽を備えた構造に限る。

(一) 接触はつ気槽

(イ) 略

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に濾過装置及び活性炭吸着装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本章において「移流計画汚水量」といふ。）の六分の二に相当する容量以上とする事。

(ウ) 略

二 略

三 濾過原水槽

(イ) 略

(ロ) 汚水を濾過装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とする事。

四 濾過装置

(イ) 濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とする事。

(ロ) 略

五 活性炭吸着原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の二に相当する容量以上とし、かつ、濾過装置の一回当たりの逆洗水量の二・五倍に相当する容量以上とする事。

(ロ) 略

(ウ) 略

二 略

(イ) 略

第九 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを

(ロ) 有効容量は、日平均汚水量に砂濾過装置及び活性炭吸着装置の一日の逆洗水量を加えた水量（以下本章において「移流計画汚水量」といふ。）の六分の二に相当する容量以上とする事。

(ウ) 略

二 略

三 砂濾過原水槽

(イ) 略

(ロ) 汚水を砂濾過装置に移送するためのポンプを二台以上設け、当該ポンプは閉塞を生じ難い構造とする事。

四 砂濾過装置

(イ) 砂濾過装置は二台以上設け、目詰まりを生じ難い構造とする事。

(ロ) 略

五 活性炭吸着原水槽

(イ) 有効容量は、移流計画汚水量の百四十四分の二に相当する容量以上とし、かつ、砂濾過装置の一回当たりの逆洗水量の二・五倍に相当する容量以上とする事。

(ロ) 略

(ウ) 略

二 略

(イ) 略

第九 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを

一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき二十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 略

(一) 略

(四) 略

(イ) 略

(ロ) 略

(1) (4) 略

(5) 消泡装置を設けること。

(6) (8) 略

(9) (1) から (8) までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(九) 略

二 略

第十 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十五ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただ

一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき二十ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一 略

(一) 略

(四) 略

(イ) 略

(ロ) 略

(1) (4) 略

(5) (7) 略

(8) (1) から (7) までに定める構造とするほか、硝化機能に支障が生じない構造とすること。

(九) 略

二 略

第十 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十五ミリグラム以下又は放流水の燐含有量を一リットルにつき一ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただ

し、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一・二 略

第十一 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の炭素含有量を一リットルにつき二ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一・二 略

第十二 略

し、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一・二 略

第十一 水質汚濁防止法第三条第一項又は第三項の規定により、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを一リットルにつき十ミリグラム以下、放流水の窒素含有量を一リットルにつき十ミリグラム以下又は放流水の炭素含有量を一リットルにつき二ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号又は第二号に該当し、かつ、第一第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一・二 略

第十二 略

第十三 其他建設大臣が第一から第十二までに指定する屎尿浄化槽の構造と同等以上の効力があると認めるもの。